

成人式を迎える皆さん、契約の基礎知識を身に付けましょう

20歳を迎えると自分の判断で契約できますが、同時に責任も生じます。消費者トラブルに遭わないためには、契約の基礎知識を身に付けることが大切です。

【Q1】次のうち契約はどれでしょう？

- ① 友人と映画を見る約束をする
- ② バスに乗る
- ③ ポップコーンを買う
- ④ 映画を見る

【Q2】次のうち返品や交換が認められるのはどれでしょう？

- ① この前買った靴よりいいものがあった。返品したい。
- ② 偽ブランドのバッグを本物だと説明されて購入した。
- ③ オーダーしたスーツが小さくて着ることができなかった。
- ④ 同じものが他の店で安くなっていた。お金を返してほしい。



【解説】

1の答え：②・③・④

商品の購入やサービスを利用するのも契約です。契約も約束も相手との取り決めですが、法律上の責任を負うか否かが違います。契約は「法的な責任が生じる約束」なので、互いに守らなければなりません。契約は申し込みと承諾によって成立し、口約束でも契約は成立します。売る側には「代金を受け取る権利」と「商品を引き渡す義務」が、買う側には「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」が発生します。

2の答え：②・③

互いに合意した契約は、自分および相手の都合で勝手にやめることはできません。しかし、【契約で定めた約束を守らない場合、うそなど騙されて契約してしまった場合、強迫によって契約してしまった場合、双方で契約解消の合意があった場合(合意解除)など】は契約をやめることができます。

牛久市子ども読書活動推進計画(素案)の パブリックコメント(意見募集)を実施します



市では、「牛久市子ども読書活動推進計画」の策定作業を進めています。この計画は、テレビ、ビデオ、インターネットなど、情報化の進展による子どもの「読書離れ」が懸念される中、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備を推進することを基本理念として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定により策定するものです。

今回、その素案を作成しましたので、市民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、今後の計画策定に役立てたいと思います。

意見募集期間 1月21日(月)～2月15日(金)

計画の閲覧 市ホームページ(ダウンロードできます)または市中央図書館、エスカード分館、三日月橋・奥野生涯学習センター図書室、市情報公開窓口(市役所1階)、総合福祉センター、牛久運動公園

意見の提出方法 郵送、持参、FAX、Eメールで提出するか、閲覧場所の窓口・受付にご提出ください。

意見書の所定の様式は、上記閲覧場所で入手してください。電話による受け付けは行いませんので、ご了承ください。

意見の公表 提出された意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、原則として公表します。なお、提出意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

申・問 市中央図書館(〒300-1211 牛久市柏田町3304-1)

☎871-1400 FAX873-5374E メール library@city.ushiku.ibaraki.jp

